

平成24年7月31日

第2407号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 肥料の登録の有効期間の更新（425・水田総合利用課）……………1
- 平成24年度職業訓練指導員試験の実施（426・雇用労働政策課）……………1
- 道路区域の変更（427・秋田地域振興局建設部）……………6
- 建設業の許可の取消し（428・平鹿地域振興局総務企画部）……………7
- 道路区域の変更及び供用開始（429・雄勝地域振興局建設部）……………7

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）2件……………7
- 公の施設の指定管理者の募集（子育て支援課）……………8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）……………10

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（15・教育庁総務課）……………11

公安委員会告示

- 年少射撃資格の認定のための講習会の実施（71・生活環境課）……………12

告 示

秋田県告示第425号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量（%） その他の規格	生産業者		更新後の登録の 有効期間
			氏名又は名称	住 所	
秋田県 第217号	混合有機質肥料 「米の精」 肥料7号	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	株式会社 サンワイズ	秋田県秋田市保戸 野鉄砲町4番地25 号	平成27年7月24日

秋田県告示第426号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、次のとおり平成24年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成24年11月9日（金）午前9時

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県立秋田技術専門校職業訓練センター

2 実施免許職種

- (1) 学科試験を実施する免許職種
機械科
- (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種
(1)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する免許職種

3 試験科目

(1) 学科試験を実施する免許職種の試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
機械科	1 指導方法 (1) 職業訓練原理 (2) 教科指導法 (3) 訓練生の心理 (4) 生活指導 (5) 職業訓練関係法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学(機械要素 機構と運動) イ 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) ウ 工作法(NC加工法 機械工作法 治具 工具) エ 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) イ 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

4 受験資格

資 格	必要とする 実務経験年数
免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者	不 要
長期課程の指導員訓練を修了した者 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	1年以上
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	2年以上
免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上のものを修了した者	3年以上
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年以上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	5年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者	
1 専修学校の専門課程において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者	2年以上
2 専修学校の専門課程において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者	3年以上

3 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上の免許職種に関する学科を修めた者	3年以上
4 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が2年の免許職種に関する学科を修めた者	4年以上
免許職種に関する実務経験のみの者	8年以上
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）によるボイラー溶接士免許を有する者	不 要
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	不 要
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不 要
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年通商産業省令第52号）による改正前の航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）による電気機器国家試験の合格証を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和59年通商産業省令第15号）第29条第1項の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同令別表第1の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。）	不 要
電波法（昭和25年法律第131号）による第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の免許を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（昭和48年通商産業省令第71号）による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不 要
自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による一級四輪自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不 要
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不 要
航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不 要
建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不 要
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第29条第1項の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区	不 要

分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同令別表第1の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	
測量法(昭和24年法律第188号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不 要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不 要
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不 要
医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)による臨床検査技師の免許を有する者	不 要
公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	不 要
商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	不 要
情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成6年通商産業省令第1号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	不 要
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不 要

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格(昭和45年4月1日労働省告示第17号及び昭和63年4月8日労働省告示第38号)に定める者

次のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 実技試験及び学科試験の免除

実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
実施職種	免許職種に関し、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級(電子回路接続及びバルコニー施工は除く。)に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
	他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系

		基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者		学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者		学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者		学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者		学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者		同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

6 受験申込みに必要な書類

(1) 受験申請書

(2) 添付書類

- ア 受験資格を有することを証明する書面の写し 1 通
- イ 写真（申請前6月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの） 1 枚
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、5の表にある免除を受けることができる者に該当することを証明する書面の写し 1 通

7 受験申請用紙の交付

受験申請書の用紙及び受験案内の交付場所は、次のとおりとする。

交 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階）
秋田県立鷹巣技術専門学校	北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立秋田技術専門学校	秋田市新屋町字砂奴寄4番53号
秋田県立大曲技術専門学校	大仙市大曲川原町2番30号
秋田県職業能力開発協会	秋田市向浜一丁目2番1号
鹿角地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山214番地
大館北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目6番22号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町15番1号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑1番20号
本荘由利職業訓練協会	由利本荘市石脇字田尻30番地
大曲仙北職業訓練協会	大仙市大曲田町3番1号
横手地方職業能力開発協会	横手市条里一丁目1番69号

郵送による交付を希望する者は、140円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）にあて先を明記し、産業労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

8 受験申請書の受付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年9月10日（月）から同年10月5日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。

郵送の場合は、封筒の表に「職業訓練指導員試験申請書在中」と朱書きし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(2) 場所

受 付 場 所	所 在 地
秋田県産業労働部雇用労働政策課 秋田県立鷹巣技術専門学校 秋田県立秋田技術専門学校 秋田県立大曲技術専門学校	秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎3階） 北秋田市綴子字街道下191番地 秋田市新屋町字砂奴寄4番53号 大仙市大曲川原町2番30号

9 受験手数料

(1) 額

学科試験 3,100円

(2) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

10 合否判定の基準

(1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

11 その他

(1) 試験結果の発表

平成24年11月19日付け書面を発送し、受験者に通知する。

(2) 試験についての問い合わせ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2321）

秋田県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	寺内新屋雄和線	A	秋田市新屋渋谷町91番2から豊岩豊巻字内縄尻342番47まで	6.00~16.00	3.192
			B	秋田市豊岩石田坂字杉ノ下62番3から豊岩豊巻字内縄尻317番2まで	14.00~155.00	2.952
	新	寺内新屋雄和線	B	秋田市豊岩石田坂字杉ノ下62番3から豊岩豊巻字内縄尻317番2まで	14.00~155.00	2.952

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年7月31日から同年8月14日まで

秋田県告示第428号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年7月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社丸藤工業
横手市安本字安本134番地
代表取締役 伊 藤 藤 美
秋田県知事許可（般-19）第10616号
- 3 処分の内容
鉄筋工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年7月19日付けで鉄筋工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大曲大森 羽後線	A 雄勝郡羽後町新町字新町19番4地先内	6.00	0.010
	新	大曲大森 羽後線	A 雄勝郡羽後町新町字新町19番4地先内	6.00	0.010
			B 雄勝郡羽後町新町字新町26番地先から字南西馬音内232番1地先まで	5.50~26.00	5.720

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 供用開始の期日 平成24年7月31日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年7月31日から同年8月14日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 メリーゴーランド
- 3 代表者の氏名
佐々木 久美子

4 主たる事務所の所在地

秋田県能代市

5 定款に記載された目的

この法人は、家庭において十分な保育ができない保護者に代わり保育を行うとともに、就労形態の必要に応じて安心して子供を預けることができるように、一時預かり保育、休日保育、延長保育などの事業を行うほか、子育てに前向きになれる当事者性を生かした支援活動、地域参画型の子育て支援、親子がしあわせと思える安定した生活の支援など、児童福祉の充実と向上を総合的に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 会員の種別
- (2) 役員を選任等
- (3) 役員の職務
- (4) 役員了解任
- (5) 報酬等
- (6) 総会の権能
- (7) 理事会の権能
- (8) 理事会の開催
- (9) 理事会の議決

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鹿角親交会

3 代表者の氏名

関 より子

4 主たる事務所の所在地

秋田県鹿角市花輪

5 定款に記載された目的

本会は精神障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、精神障害を持つ人々の自立支援や、障害を持つ人々とその家族の暮らしやすい町づくりを実現するために保健、医療または福祉の増進を図る活動、および精神障害への理解の啓発などに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

役員職務

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

(1) 名称

秋田県児童会館

(2) 所在地

秋田市山王中島町1番2号

(3) 設置目的

本施設は、児童に健全な遊びを提供してその健康を増進し、及び情緒を豊かにするとともに、自然と文化に関する認識を深めてその豊かな人間性と創造性を育むことを目的とする。

(4) 規模等

ア 秋田県児童会館

鉄筋コンクリート造、地上3階建、延床面積3,614平方メートル

イ 子ども劇場

鉄筋コンクリート造、地上4階建、地下1階建、延床面積2,058平方メートル

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 児童の健全な遊びの提供に関する業務
- (4) 自然と文化に関する教育活動に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、秋田県児童会館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（予定）

4 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

- ア 県内に主たる事務所を有する法人その他団体であること。
- イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。
 - (ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。
 - (イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。
 - (ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。
 - (エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

(2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- ウ 申請の日において、現に県の指名停止措置を受けているもの
- エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更正手続が開始されているもの
- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

5 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- ア 秋田県児童会館事業計画書
- イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明（申請書提出日前1月以内に交付されたもの）
- コ 共同事業体として申請する場合には、共同事業体申請構成表及び共同事業体協定書兼委任状
- サ 児童の健全育成又は貸館業務に係る実績を記載した書類（クに記載した内容を除く）
- シ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県健康福祉部子育て支援課調整・子ども育成班（電話018-860-1341）

(3) 提出期限

平成24年10月1日（月）午後5時15分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

6 選定の方法、基準及び時期

(1) 健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等利用の確保
- イ 施設の設置目的の効果的な達成
- ウ 効率的な管理
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力

(2) 選定は、平成24年10月下旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、ホームページにより公表する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成24年7月31日（火）から同年10月1日（月）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 現地説明会

(1) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(2) その他

説明会への参加を希望する団体は、現地説明会参加申込書を平成24年8月17日（金）までに5(2)に提出すること。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(3) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(4) 詳細は募集要項による。

(5) 問い合わせ先

秋田県健康福祉部子育て支援課調整・子ども育成班（電話018-860-1341）

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

除雪グレーダ（4.0m級） 2台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成25年2月18日（月）

(4) 納入場所

秋田県鹿角地域振興局建設部 1台

秋田県秋田地域振興局建設部 1台

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

- (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。）により平成24年8月24日（金）までに申請すること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2743）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年7月31日（火）から同年9月10日（月）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成24年7月31日（火）から同年9月10日（月）までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成24年9月14日（金）午前10時
秋田市山王四丁目1番2号 秋田県出納局総務事務センター
- 5 入札保証金
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- 7 概要
Summary
- (1) Nature and quantity of item to be purchased:
Snow Removing Motor Grader (4.0m class) [2] unit
- (2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 14 September, 2012
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第15号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年7月31日

秋田県教育委員会委員長 佐藤一成

- 1 日時
平成24年8月2日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 平成25年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について
 - (2) その他

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第71号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成24年7月31日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 実施年月日
平成24年8月24日（金）午前9時から午後4時まで
- 2 実施場所
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部 3階会議室2
- 3 講習科目及び講習時間数
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施する。
- 4 受講定員
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 年少射撃資格講習受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
 - (2) 受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月31日（火）から同年8月22日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。
 - (3) 受付場所
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料
9,700円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
 - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）